

トミーWi-Fi Home サービス利用規約

第 1 章 総則

第 1 条 (利用規約の適用)

株式会社トミザワ（以下、「当社」といいます。）は、トミーWi-Fi Home サービス利用規約（以下、「利用規約」といいます。）を定め、利用規約を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者（以下、「契約者」といいます。）に対し、利用規約に基づき Wi-Fi インターネット接続サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

第 2 条 (利用規約の変更)

当社は、ホームページに掲載する等の方法により周知し、利用規約を変更することがあります。この場合の料金、その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。ただし、到着の有無にかかわらず当社が通知を送出した時点で、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第 3 条 (用語の定義)

本利用規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「携帯電話事業者」とは、当社と直接または間接にワイヤレスデータ通信および回線交換サービスの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者をいいます。
- (2) 「ワイヤレスデータ通信」とは、携帯電話事業者が提供する無線データ通信でパケット交換方式により符号の伝送を行うためのものをいいます。
- (3) 「ユニバーサルサービス料」とは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。
- (4) 「電話リレーサービス料」とは聴覚障害者による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。以下、本契約においては、ユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料を合わせて「ユニバーサルサービス料等」といいます。
- (5) 「端末機器」とは、当社が提供する端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）で定める種類の端末機器をいいます。

第 4 条 (サービスの内容および提供区域)

本サービスは、携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイヤレスデータ通信との相互接続によりインターネットに接続する電気通信サービスであり、PC、スマートフォンおよびタブレット等の

Wi-Fi 接続対応端末で利用できるものとします。

- 2 本サービスの通信区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
- 3 前項の場合、契約者は当社に対し本サービスが利用できることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第 2 章 契約

第 5 条 (契約の単位)

一つの本サービスに対し、それぞれ Wi-Fi インターネット接続サービス契約（以下、「本契約」といいます。）を締結するものとします。

- 2 当社は、業務上必要なときは、本規約の特約を定めることができます。この場合、契約者は、本規約とともに特約も遵守するものとします。

第 6 条 (サービスの種類)

本サービスは基本サービスとオプションサービスからなり、その種類はプラン表の通りとします。

第 7 条 (端末機器、SSID、パスワード)

当社は、本サービス利用にあたり、本サービスを利用するためには必要な端末機器を貸し出します。

- 2 契約者は、端末機器を購入、もしくは貸し出しを希望する場合には、当社所定の方法により申し込むこととし、当社が承諾した場合に限り、購入、貸し出しを受けることとします。

- 3 基本サービスの提供にあたり端末機器毎に SSID およびネットワークパスワードを定めます。

第 8 条 (権利義務譲渡の禁止)

契約者は本契約から生じる契約上の地位および権利義務を第 14 条（契約者の地位の承継）を除き、第三者に譲渡または担保に供することはできないものとします。

第 9 条 (最低利用期間)

契約者の最低利用期間は第 11 条（契約申込の承諾）に定める利用開始月を含め、プラン表に記載のプランに応じた月数の月末とします。

第 3 章 申込および承諾

第 10 条 (契約申込の方法)

本サービスの利用の申込は、当社が別途定める方法により行うものとします。

- 2 前項の利用申込にあたり、本人確認のための資料等を提出していただく場合があります。
- 3 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。
- 4 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

第 11 条（契約申込の承諾）

- 当社が、本サービスの利用の申込を承諾した場合は、端末機器と共に、利用開始日および SSID、ネットワークパスワードを記載した書面（以下、「開通案内」という。）を当社の定める方法で契約者に送付します。利用開始日を本サービスに関する利用契約の成立日とし、当該の初回接続月を利用開始月とします。
- 2 当社が、オプションサービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を当社が別途定める方法により契約者に通知します。オプションサービスに関する利用契約の成立日は、この申込日とし、この日の属する月を利用開始月とします。オプションサービスの利用は、基本サービスの利用を前提とします。
- 3 契約申込に係る本サービスの提供は、当社が申込を受け付けた順とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。
- 4 当社は、次の場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
- (1) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (3) 本サービスの申込をした者が第 20 条（利用停止）第 1 項各号に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。
 - (4) 本サービスの申込をした者が過去において第 20 条（利用停止）第 1 項各号に該当したとき、または当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
 - (5) 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
 - (6) 本サービスの申込をした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
 - (7) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。
- 5 当社は、前項にあげる場合以外に、別に定める審査基準に従い申し込みを審査します。利用申込に対し、審査基準に適合しない場合は、当社は本サービス利用の申し込みを承諾しないことがあります。
- 6 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。

第 4 章 契約事項の変更

第 12 条（契約事項の変更）

- 契約者が契約事項の変更を希望する場合には、当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し請求するものとします。
- 2 当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。
- 3 当社は、第 1 項の請求があった場合において、その請求を承諾することが当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由を契約者に通知します。

第 13 条（契約者の名称等の変更）

契約者は、以下の各号に変更があった場合は、その旨を当社が別途定める方法により、すみやかに当

社に届け出るものとします。なお、変更の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

- (1) 氏名または名称
- (2) 住所または居所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 当社に届け出た請求書送付先、口座振替口座に関する事項

第 14 条 (契約者の地位の承継)

合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨を直ちに当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 30 日以内に、当該承継法人に書面により通知の上、利用契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権を行使しなかった場合には、当該承継法人は利用契約に基づき、被承継法人が当社に対して負っている一切の債務を承継するものとします。

第 5 章 契約者の義務

第 15 条 (端末機器の管理)

契約者は、端末機器の引渡しを受けたのち、遅滞なく動作確認を行い、引渡しを受けた後 3 日（暦）以内に端末機器の欠損につき当社に対し通知をしなかった場合、正常な状態で契約者に引き渡されたものとみなします。

- 2 契約者は本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報を自己の責任において管理するものとし、端末機器の管理および使用は契約者の責任とします。端末機器の使用上の過誤または他者による無断使用により契約者が被る損害については、当該契約者の故意または過失の有無を問わず、当社は責任を負わないこととします。
- 3 契約者は端末機器の貸し出し中に、端末機器自体またはその設置、保管、使用によって、第三者に与えた損害については、契約者がこれを賠償します。
- 4 契約者は、当社が求めたときはいつでも、端末機器の使用場所を、当社に対し都度報告しなければなりません。
- 5 契約者は端末機器の貸し出し中に、端末機器を損傷、滅失、紛失した場合、直ちに当社の指定する方法にて当社に通知することとします。
- 6 契約者は端末機器の貸し出し中に、故意または過失により、端末機器を紛失・滅失・損傷した場合は、契約者は当社に対して、当社が別紙に定める損害賠償金をお支払いいただき、その期間中も本サービスの利用料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料等の月額料）は発生することとします。
- 7 契約者は故意または過失により、端末機器を紛失・滅失・損傷した場合は、その期間中も本サービスの利用料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料等の月額料）は発生することとします。

第 16 条 (SSID、パスワードの管理)

契約者は本サービスにて提供される SSID およびパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

- 2 契約者は、SSID およびパスワードが第三者によって不正に使用されたことを判明した場合には、直

ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、SSID およびパスワードの漏洩、不正使用などから生じた、いかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。

第 17 条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人（当社を含む。以下同様とする。）の知的財産権その他の権利を侵害する行為。
- (2) 他人の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為。
- (3) 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為。
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認薬品等の広告を行う行為。
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為。
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (9) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為。
- (10) 自己の ID 情報を他人と共有し、または他者が共有しうる状態に置く行為。
- (11) 他人になりすまして本サービスを使用する行為。（他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。）
- (12) コンピュータウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (13) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます。）において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為。
- (14) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメール等を送信する行為。
- (15) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為。
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- (17) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しましたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為。
- (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像の情報、その他社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定のものをして掲載等させることを助長する行為。
- (21) その他、公衆良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為。
- (22) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為。
- (23) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為。
- (24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを

貼る行為

- (25) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害する行為。
 - (26) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを貼る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
- 3 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っていると当社で判断した場合、当社は、第20条（利用停止）に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第6章 利用の制限、停止、中止および本サービスの廃止

第18条（通信の制限）

- 当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
- 2 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。
- 3 当社は、1つの通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を切断することがあります。
- 4 当社は、本条第1項から第3項に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。
- 5 当社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えていたり、契約者の通信を制御または帯域を制限する場合があります。
- 6 当社は、当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、当該通信に割当てる帯域を制御することができます。

第19条（利用の制限）

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

第20条（利用停止）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用規約上の債務の履行を怠ったとき。
- (2) 第5章に定める契約者の義務に違反した場合。
- (3) 当社が提供するサービスに関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷や重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。
- (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。

- (5) 料金収納代行会社、金融機関等により、契約者が指定した支払い口座が使用することができなくなったとき。
 - (6) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。
- 2 前項による本サービスの利用停止は、原則として、停止条件に該当する限り継続するものとし、当社は、契約者が停止条件に該当しなくなった後、停止の解除措置を行います。ただし、停止の解除措置には、数日要する場合があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
- 3 当社は、前項の規定により本サービスの全部もしくは一部の利用停止、あるいは停止のために必要な措置をとるときは、あらかじめその理由および利用停止をする日または予定の日を契約者に通知します。ただし、設備保全上必要な場合または当社および第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急やむを得ない場合は、即時に停止を行い、事後に通知します。これらの措置および措置の解除等により契約者に損害が発生した場合、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- 4 本条に基づく提供の停止があっても、本サービスの利用料金は発生するものとします。

第 21 条（利用中止）

- 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することができるものとします。
- (1) 当社の通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
 - (2) 当社が設置する通信設備の障害等やむを得ないとき。
 - (3) 第 19 条（利用の制限）に基づき本サービスの利用の制限を行うとき。
- 2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- 3 当社は、本条に基づく利用の中止について、損害を賠償する義務は追わず、賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金はしないものとします。
- 4 本条に基づく利用の中止があっても、本サービスの利用料金は発生するものとします。

第 22 条（本サービスの廃止）

- 当社は、当社の都合により、本サービスを廃止することができます。本サービスを廃止する場合には、事前に書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、本サービスを廃止することとします。
- 2 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第 7 章 契約の解約等

第 23 条（契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、本サービスの利用契約を解約する場合、当社所定の方法により、解約希望日の 14 日前までにその旨を当社に通知するものとします。解約の効力は、通知が到達した日から 14 日を経過した日をもって発生するものとします。

- 2 契約開始または更新後、契約期間を経過しない月での解約については当社より解約違約金を請求させていただく場合があります。

第 24 条（当社が行う契約の解約）

当社は、次に掲げる事由があるときは、あらかじめ契約者に通知することなく利用契約を解約する

ことができるものとします。

- (1) 第 20 条（利用停止）の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 第 11 条（契約申込の承諾）第 4 項各号のいずれかの事由が判明、または発生したとき。
- (3) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき。
- (4) 第 22 条（本サービスの廃止）に基づき、当社が、本サービスを廃止するとき。
- (5) 料金の支払いを遅延し、当社が指定する期限までにその支払いをしないとき。
- (6) 前号に該当する料金の支払遅延が、過去 6 か月間において 3 回以上発生したとき。
- (7) その他、本契約に違反し、その是正を求めたにもかかわらず是正されないとき。

第 25 条（端末設備の返還）

当社から端末設備の貸し出しを受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を当社が指定する場所へ速やかに返還していただきます。

- (1) 本サービス契約の解除があったとき。
- (2) 当社の端末設備を解除したとき。
- (3) その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

第 26 条（初期契約解除）

契約者は開通案内を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、電話申告または書面により本契約の解除を行うことができます。法人名義は対象外とします。この効力は電話申告または書面が当社指定住所へ発送されたとき生じます。また、電話申告および書面申告いずれの場合も、端末機器一式に同梱の上、開通案内を受領した日から起算して 8 日以内に当社指定住所へ発送いただきます。

- 2 前項の場合、契約者は本サービスに関して損害賠償もしくは解約違約金その他金銭等を請求されることはありませんが、解約時までのサービス利用料、登録事務手数料は請求されるものとします。
- 3 オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時にオプションサービスも解除されます。同時に端末機器を購入の場合は、初期契約解除時には、購入した端末機器を当社に返却するものとします。

第 8 章 料金等

第 27 条（料金の額）

当社が提供する本サービスに関する料金およびその計算方法は、プラン表のとおりとします。

第 28 条（料金等の支払義務）

契約者は、前条（料金の額）に規定する料金およびユニバーサルサービス料等を支払う義務を負います。

第 29 条（解約料金の支払義務）

契約者は、契約更新期間以外の月に契約の解約があった場合は、プラン表に規定する解約違約金を請求させていただく場合があります。

第 30 条（料金等の支払方法）

契約者は、プラン表に示した料金の支払方法の中から申込時に申請し、その申請に基づいて当社が承諾した方法により料金を支払うものとします。

- 2 契約者は、当社の指定する、口座振替、クレジットカードのいずれかの方法から、契約者の選択によりお支払いいただくものとします。ただし、支払に伴う費用は、契約者の負担といたします。
- 3 料金は、前項の定めにより契約者が選択した金融機関口座からの引き落とし又はクレジット会社から当社が指定した金融機関等に立替払いがなされたときに、契約者の当社に対する支払いが完了したものといたします。
- 4 当社は、必要に応じて、クレジット会社に対して契約者の信用確認を行います。
- 5 当社は、前項の結果、信用確認が取れない場合、すみやかに契約者にお知らせし、支払期日までに、新たに信用確認の取れるクレジットカード支払いの必要情報を当社に申し出ていただきます。また信用確認の取れなかった該当請求料金は当社指定の方法により支払期日までにお支払いいただきます。
- 6 クレジットカード支払及び口座振替の場合、初回又は登録が完了するまでの間の支払等については、弊社口座にお振込みにてお支払いいただきます。そのときの支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。この場合、弊社にてご入金の確認がとれたときに、契約者の当社に対する支払いが完了したものといたします。
- 7 工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによりお支払いただきます。そのときの支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

第 31 条（延滞利息）

契約者が、料金その他の債務（延滞利息は除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する方法および期日までに支払うこととします。

第 32 条（消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 9 章 損害賠償・免責事項

第 33 条（損害賠償）

当社は、契約者の行為については、一切の責任を負わないものとし、契約者は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第 34 条（免責事項）

当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切の責任を負わないものとします。

- 2 当社は当社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、

- その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項と同様とします。
- 3 当社は、本サービスによる通信に関し、その品質を保証しません。
 - 4 当社は、本サービスに関する技術的サポートに関し、サポートの有用性、正確性等一切の保証を行いません。
 - 5 当社はインターネットおよびコンピューターに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度に複雑な構造を理由として本サービスに一切の瑕疵がないことを保証することはできません。
 - 6 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有効性その他何ら保証もしないものとします。
 - 7 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、当社の責めに帰し得ない事由により契約者が被った損害においては、当社は一切責任を負わないものとします。

第 10 章 雜則

第 35 条（お客さま情報の保護）

- 当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。
- 2 当社は、お客さま情報を個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。
 - 3 当社は、お客さま情報を本利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

第 36 条（反社会的勢力の排除）

- 契約者及び当社は、相手方に対し、本契約締結時において、自己（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 2 契約者及び当社は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、何らの催告なしに、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - 3 契約者及び当社が、前項の規定により本契約を解除した場合、解除者はこれによる被解除者の損害を賠償する責を負わないものとします。

第 37 条（協議事項その他）

- 本サービスに関連してなされる契約者又は第三者からの問い合わせに対しては、当社及び当社が指定する代理店が誠実に対応するものとします。
- 2 本規約に定めのない事項や本契約に関する疑義が生じた場合には、当社は契約者と十分に話し合い、友好的な解決に向けて努力するものとします。

第 38 条（管轄裁判所）

- 契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、当社本社所在地を管轄する、地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 39 条（準拠法）

本契約の解釈、適用、履行については、特別の定めがない限り、日本法を適用します。

付則この利用規約は、2025 年 11 月 11 日から実施します。

プラン表通則

(料金の計算方法等)

- 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、通信料等は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
(注) 料金月に従って通信料を計算する場合において、通信を開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。
- 当社は、本サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。
- 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

(料金等の支払い)

- 契約者は、本サービスの料金について、所定の支払期日までに支払っていただきます。
この場合において、契約者は、その料金について、当社が指定する場所においてまたは送金により支払っていただきます。
- 当社は、サービス料金その他の請求額を、請求額に係る電子データ等を蓄積し契約者の閲覧に供するために株式会社ラクス 電子請求書システム「楽楽明細」を利用したウェブサイト「トミザワ Web 帳票サービス」に登録した電子データにより契約者の閲覧に供します。このとき、当社はウェブサイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、契約者への請求を行ったものといたします。
- 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第 1 基本料金

1. プラン

1-1 基本プランの種類

①機器購入プラン	トミーWi-Fi Home の機器を購入されるお客様を対象としたプラン トミザワ光 をご利用いただいているお客様 (With 光) は月額基本料から永年での割引を適用します。 ※割引については「2 月額基本料金」を参照 ※月額基本料とは別途、ユニバーサルサービス料等が発生いたします。
②短期レンタルプラン	トミーWi-Fi Home 単独契約、かつ、1ヶ月単位のご利用のお客様を対象としたプラン トミザワ光 をご利用いただいているお客様 (With 光) は月額基本料から永年での割引を適用します。 ※月額基本料とは別途、ユニバーサルサービス料等が発生いたします。

③長期レンタルプラン	利用開始月から 24 カ月目までは 2 年契約期間とするプラン。25 カ月目以降は 1 ヶ月契約とし、25 カ月目を契約更新月とします。 2 年契約期間内に本サービスを解約された場合は解約違約金が発生します。 トミザワ光 をご利用いただいているお客様 (With 光) は月額基本料から永年での割引を適用します。
------------	--

1-2 基本プラン料金の請求

①機器購入プラン	契約開始月から契約終了月まで生じます。
②短期レンタルプラン	
③長期レンタルプラン	

1-3 料金プランの変更

①機器購入プラン	プランの変更は不可。 変更の場合は解約扱いとなります。
②短期レンタルプラン	
③長期レンタルプラン	

2. 月額基本料金

トミザワ光をご契約のお客様にはセット割 With 光 が適用されます。

プラン名	料金 (税抜)
①機器購入プラン	月額 5,800 円 With 光 月額 5,300 円 セット割 500 円引
②短期レンタルプラン	月額 9,800 円 With 光 月額 8,800 円 セット割 1000 円引
③長期レンタルプラン	月額 6,800 円 With 光 月額 5,800 円 セット割 1000 円引

※キャンペーン等を行った場合、当社の Web サイトもしくは広告媒体等に表記されている料金体系が適用されます。

3. オプション料金

オプション名	月額料金	サービス内容
プラスエリアモード	1,000 円 (税抜)	スタンダードモードよりさらに広い au5G/4G LTE エリアにて利用できる高速通信サービスです。 ・ 通信制限 : 30GB/月まで ・ プラスエリアモードオプションのお申込みはエンドユーザー様ご自身で、本体の MODE ボタンを押す、または機器に設定いただくことで有効となります。

端末補償サービス	418 円 (非課税)	<p>機器購入プランをご契約のお客様が対象。</p> <p>機器の故障、盗難、紛失など、トラブルの際に、端末補償サービス受付センターより、同一機種・同一色の交換用機器をエンドユーザー様へ届けるサービスです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補償内容：自然故障、部分破損、全損、水濡れ、火災による焼失、盗難、紛失 本サービスの利用をした日を起算日として、1年間に2回までの利用が可能
----------	-------------	---

端末補償サービスの補償内容

補償内容		端末補償サービス 加入のお客様	端末補償サービス 未加入のお客様
自然故障		無償で交換品提供	メーカー預かり修理費用 代引き手数料等
		初回 3,300 円(税抜) 2回目 5,300 円(税抜)	
全損・部分破損			
水漏れ・火災による焼失			
盗難/紛失			
故障機器未返却違約金		20,000 円/回(税抜)	20,000 円/回(税抜)

4. 機器販売料金

プラン名	料金 (税抜)
機器購入プラン	30,000 円

第 2 通信の制限

1. 適用通信料の適用

通信の条件	本サービスの契約者は、月間の通信データ量の制限はございません。ただし、動画再生やファイル交換 (P2P) アプリケーション等により、一定期間 (日時や月間) において一定量以上の連続、大量の通信を利用したお客様については、帯域制限を実施する場合があります。通信量が他のお客様の平均通信量を著しく超えるときは、通信速度が一時的に遅くなる場合があります。
制限内容	契約者間の利用の公平を確保し本サービスを円滑に提供するため、弊社のネットワークを継続的かつ著しく大量に占有する通信をされた場合、速度や通信量を制限することがあります。

第 3 手続きに関する手数料について

1. 手数料の種類

種別	内容
契約手数料	契約の申し込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
UIM 発行手数料	契約の申し込みをし、UIM を発行するときに支払いを要する料金

2. 料金額

料金種別	手数料（税抜）
契約手数料	3,000 円
UIM 発行手数料	3,000 円

第 4 解約違約金

1. 適用

長期レンタルプランにおいては定期契約期間があります。

利用開始日が属する月を起算点として定期契約期間内に終了された場合、契約者は解約違約金の支払いを要します。

2. 定期契約期間

利用開始月から 24 カ月目までは 2 年契約期間とし、25 カ月目以降は 1 年契約期間とします。

また、25 カ月目を契約更新月とします。

2 年契約期間内に本サービスを解約された場合は契約残存期間に応じ下記表のとおり解約違約金が発生します。

25 カ月目以降は、解約の申し出がない場合は 1 年契約の自動更新となります。更新月以外の解約でも解約違約金は発生しません。

契約種類	2 年契約	契約更新月	1 年契約
中途解約期間	契約月～24 カ月目	25 カ月目	26 カ月目～
解約違約金（不課税）	19,800 円	0 円	0 円

第 5 端末機器

端末機器損害賠償金

契約者は、次の各号に該当する場合、以下に定める損害賠償金の支払いを要します。

- (1) 契約者が、故意または過失により、当社から貸与した端末機器を紛失・滅失・損傷した場合。
- (2) 貸与期間が終了し、端末機器が、契約者の責に帰すべき事由により、当社の指定する返却期日までに当社に到着しなかった場合。
- (3) 端末機器の性能障害が契約者の責に帰すべき事由に起因するものであると当社が認めたとき。

区分	単位	料金額（税抜）
端末機器損害賠償金	発生都度	30,000 円

2025 年 12 月 1 日制定施行

Ver.202512